

第10章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とし、被害の程度も十分検討して計画を立て、早期回復を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施に当たっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施するものとする。

(2) 補強、復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施するものとする。

(3) 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧工事を図らなければ更に被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- オ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- カ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

キ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準によるものとする。

5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 応急金融対策

(1) 農林業応急融資

ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は「天災融資法（昭和30年法律第136号）」を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図るものとし、このため自作農維持資金等の長期低利な資金の導入を行い農業経営の安定を図る。

ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金及び果樹植栽資金の活用並びに被災施設の復旧資金として、共同利用施設資金等の活用を図る。

(2) 生活確保資金融資

ア 生業に必要な資金の貸付け

被災した生活困窮者等の再起を図るため、次に掲げる貸付資金等を確保するものとする。

(ア) 救助法による生業に必要な資金

- (イ) 世帯更生資金、災害援護資金及び母子福祉資金
- (ウ) 国民金融公庫資金
- (エ) その他公的融資資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯等が災害による住宅の滅失、破損等のために居住することができなくなった場合で、住宅の補修等の資金を必要とする世帯に対しては、次の資金の導入に努めるものとする。

- (ア) 世帯更生資金の住宅資金及び災害援護資金
- (イ) 母子寡婦福祉資金の住宅資金
- (ウ) 住宅金融公庫資金

